吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のリース&レンタル事業本部が営む事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十二年十一月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十二年十月十三日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はございません。

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十五日

掲載頁　二四七頁（号外第一三四号）

平成二十二年九月二十一日

東京都港区南青山一丁目一番一号

(甲) ＳＦＩリーシング株式会社

代表取締役　神岡　晴夫

東京都港区南青山一丁目一番一号

(乙) 株式会社ソニーファイナンスインターナショナル

代表取締役　宮地　哲治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億四千三百万円減少し三億円とし、減少する資本金の額の全部（九億四千三百万円）を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年四月二十一日

掲載頁　九十五頁（号外第八十六号）

平成二十二年九月二十一日

横浜市港北区師岡町六三六番地

株式会社ボブキャット

代表取締役　中谷　敏則

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百十六万五千円、利益準備金の額を五十四万一千二百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月三十日

掲載頁　二〇九頁（号外第一六〇号）

平成二十二年九月二十一日

東京都品川区東五反田三丁目一三番九号

株式会社中島屋

代表取締役　島﨑　勉

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十月六日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十二年九月二十一日

埼玉県さいたま市南区内谷四丁目一〇番六号

日本オート・フォート株式会社

代表取締役　リカルド・コスティ

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年十月開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年九月二十一日

東京都千代田区神田司町二丁目六番地

株式会社サイタスマネジメント

代表取締役　石澤　知己

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十月六日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年十月十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年九月二十一日

東京都豊島区南池袋二丁目一六番一五号

株式会社オリエンタル・エージェンシー

代表取締役　金野　太一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である菅原加代子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年九月二十一日

東京都東久留米市本町一―一三―七

ＫＥＹＳＴＯＮＥ，Ｉｎｃ.

日本における代表者　菅原加代子

限定承認公告

本籍静岡県浜松市西区庄内町七九〇番地、最後の住所静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑三一〇三番地の一プリオール浜名湖一一一〇号

被相続人　亡　大村　明美

右被相続人は平成二十二年五月二十四日死亡し、その相続人は平成二十二年九月三日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十一日

埼玉県三郷市高州三丁目一九六番地一カインドコープ一〇一

限定承認者　大村健太郎

限定承認公告

本籍滋賀県彦根市平田町八八三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　若林傳二郎

右被相続人は平成二十二年四月三十日死亡し、その相続人は平成二十二年八月三十一日大津家庭裁判所彦根支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十一日

滋賀県近江八幡市日吉野町七七〇番地　一〇六号

相続財産管理人　若林　伸享

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千六百万円減少し、金十九億四千六百十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十月二十九日であり、社員総会の決議は平成二十二年九月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年二月十九日

掲載頁　一一九頁（号外第三十三号）

平成二十二年九月二十一日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

エーワイケー特定目的会社

取締役　石田　泉

訂正公告

平成二十二年八月二十五日掲載の東和通建株式会社及び北関東メック株式会社に係る合併公告中、甲の住所「千葉県八千代市吉橋一〇番地二」とあるは「千葉県八千代市吉橋一〇八一番地二」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年九月二十一日

千葉県八千代市吉橋一〇八一番地二

(甲) 東和通建株式会社

代表取締役社長　廣瀬　民一

茨城県水戸市西原二丁目一三番一三号

(乙) 北関東メック株式会社

代表取締役社長　小野瀬信雄

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年八月三日（号外第百六十二号）目次欄中（原稿誤り）				
二二			二判断基準	判断の基準
平成二十一年一月十九日外務省告示第六号（国際紛争平和的処理条約へのアラブ首長国連邦の加入に関する件）（原稿誤り）				
五二		終りから一七	生ずる。	生じた。
平成二十二年八月三日（号外第百六十二号）国土交通省告示第八百十七号（自動車運送事業者等の判断基準となるべき事項の全部を改正する告示）（原稿誤り）				
一	下	三	判断基準	判断の基準
〃	〃	六	〃	〃
〃	〃	七	九当該基準	当該
〃	〃	終りから		

三ページ下段終りから一行目の次に次のように加える。

事業者団体を中心として、関連業界としての相互理解、啓発等に自主的に取り組む。

平成二十二年八月十三日掲載の高松家庭裁判所に係る平成二十二年（家）第一二二号失踪に関する届出の催告中（原稿誤り）

一五	四	終りから一三	不在者　西	不在者　棗西

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月十七日付特第二三号二　日付政府調達第一七八号六　ページ●同月二十一日付第一九九号一二八ページ●同四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）